

## 第21 警報設備

(危政令第21条)

### 1 自動火災報知設備

危省令によるほか、別添第6-2「警報設備に関する運用指針」の1による。

### 2 非常ベル装置、拡声装置、警鐘

非常ベル装置、拡声装置、警鐘は、施行令第24条第4項及び施行規則第25条の2第2項の基準の例により設ける。

### 3 その他

消防機関への報知ができる電話は、危険物施設内になくても、同一敷地内のうち、速やかに通報ができる位置にあることによいものである。